

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔
 東大阪市高井田元町1-3-1
 みずしま内科クリニック内
 TEL06(6781)3330
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

建設アスベスト訴訟、

初めて企業の責任を認める

京都地裁で原告の全面勝訴判決

関西建設アスベスト京都訴訟弁護団 谷 文彰

京都地方裁判所は、1月29日、関西建設アスベスト京都訴訟（原告数27名、被害者数26名）において、国及び建材企業の責任を認め、国に対して総額1億418万円、建材企業9社に対して総額1億1245万円、合計で2億1600万円余の支払いを命じる原告全面勝訴判決を言い渡しました。全国で闘われている建設アスベスト訴訟において企業の不法行為責任を認めた判決は初めてで、極めて画期的なことです。弁護団において対企業の責任者として5年にわたり取り組んできた私としても、本当にうれしく思います。

この建設アスベスト訴訟は、建設作業従事者とその遺族が、危険なアスベスト含有建材を製造販売し続けた企業と、適切な規制を怠り流通を促進した国に損害賠償を求めた訴訟です。原告ら建設作業従事者は、アスベストの危険性や建材にアスベストが含まれていることを知らされないまま作業に従事し、建材から生じたアスベスト粉じんを吸引して、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、肺がん、中皮腫などの重篤な病を患いました。本件の被害者26名のうち、すでに16名が死亡（提訴後の死亡者が11名）という現実が物語るように、その被害は極めて深刻です。

「いのちあるうちの解決を」を合言葉に闘っている全国の仲間も次々に倒れ、一刻も早い全面解決が待たれる中で、22日の関西建設アスベスト大阪訴訟・大阪地裁判決に続いて連弾で下されたのが本判決でした。



国の責任、四度認める

京都地裁判決は、吹付作業者に対する規制については1972年10月1日以降、建設屋内での石綿切断等作業については1974年1月1日以降、屋外での石綿切断等作業については2002年1月1日以降、国が、アスベスト建材を加工するにあたっての防じんマスクの着用や集じん機付き電動工具の使用、さらにはアスベスト建材への警告表示の義務づけの規制を怠ったことについて違法性を認めました。建設アスベスト被害で国の責任が認められるのは、東京、福岡、大阪の各地裁判決に続き4度目であり、1月22日の大阪地裁判決に続いて連弾で国の責任が断罪されたことにより、この点に関する司法判断はもはや確立したものといえるでしょう。

また、専ら屋外作業に従事していた屋根工に対する関係でも国の責任が認められました。「屋外だから危険性はない」との国の主張を排斥し、建設現場全般がアスベストによって危険な状態にあったことを認めたもので、大きな意義があります。

他方で本判決は、いわゆる「一人親方」について、労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして国の損害賠償責任そのものは否定しました。しかし、判決の中では、立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題であると述べられています。裁判所がこのような形で意見を述べるのは極めて異例のことで、労働実態が全く同じでありながら「一人親方」を救済範囲から外して切り捨ててきた国の姿勢を厳しく批判するものといえるでしょう。アスベスト被害に対しては立法府も真摯に向き合わなければならないのです。

厳しく断罪された企業の不法行為責任

本判決の最も画期的な点は、これまでの4地裁の判決で一度も認められなかった建材メーカーの責任を、全国で初めて、しかもほぼ全面的に認めたことです。具体的には、主要なアスベスト建材企業であるエーアンドエーマテリアルやニチアス、ノザワなど9社について、被害者22名との関係で共同不法行為責任を肯定し、損害賠償を命じています。原告らの被害を正面から見据え、アスベストの危険性を知りながら、利益追求のため、安全であるかのようにアピールして製造・販売を続けた企業の加害責任を認めたものとして、真に高く評価できます。

これまでの判決でも企業の責任については言及されてきましたが、結論としては、使用した建材を特定することができないという理由で賠償が認められてきませんでした。それに対して本判決では、建材の特定と企業の絞込み作業を最大限尽くした原告側の姿勢を受け止めて、裁判所自らが被告企業の不法行為責任の成立を丁寧に検討しています。

長期間にわたって無数の現場で仕事をしてきた建設職人には、就労した現場や使用した建材を特定することなど到底不可能です。ましてや、建材メーカーは、危険性を知りつつも「建材が売れなくなってしまう」という理由で、アスベストが入っているということさえも表示しませ

んでした。それにもかかわらず、これまでの判決のように「使用したアスベスト建材を特定しなければならない」とすることは、不可能を強いることに他なりません。「損害の公平な分担」という不法行為の考え方を正しく捉えた、極めて常識的な判断と言えるでしょう。

企業責任に真摯に向き合い、賠償を命じた本判決の判断は、本判決で責任が認められなかった原告らのみならず、全国の全ての原告らとの関係でも法的救済の可能性を大きく拓くものであり、本当に大きな意義を有しています。

この判決を契機に全面救済へと

本判決は、被害救済に大きく足を踏み出す画期的な判決となりました。まさに、原告の全面勝利です。裁判を闘ってこられた原告の皆様、我がこととして取り組んでこられた京建労、全国各地の支援の皆様にご心からの敬意と感謝を申し上げます。裁判所に積みあがった60万筆近くの署名が、裁判所の背中を大きく動かしたことは間違いありません。

いまから30年前の1986年、京建労で、全国初の「アスベスト全面廃止」決議が採択されました。我が国におけるアスベスト被害根絶を目指す闘いは、そこから始まったのです。それからちょうど30年となる節目の年。アスベスト被害根絶のための第一歩を踏み出した同じ京都から、再び、全面救済のための大きな力となる判決を手にすることができたということには感慨深いものがあります。

関西で建設アスベスト訴訟が動き始めてからは5年、全国に先駆けて立ち上がった東京訴訟の提訴からは既に8年もの年月が経過しており、原告らの「いのちあるうちに救済を」との願いは切実です。しかし、損害賠償を命ぜられた9社のうち4社が即日控訴するなど、2月3日までの間に全9社が早々と控訴しました。判決の検討すらまともにする事なく、なりふり構わず責任を逃れようとする姿勢に、怒りを禁じ得ません。

建材メーカーに続き、国も2月10日に控訴し、舞台は大阪高裁へと移ります。私たちも原告全員の救済を求めて控訴しました。これからも闘いは続きますが、アスベスト被害者の完全救済とアスベスト被害の根絶のため、皆様と連帯して、今後も奮闘する決意です。

大阪アスベスト弁護団のヨーロッパ視察に同行して



《イタリア編》

泉南アスベスト国賠を勝たせる会 伊藤泰司

昨年10月3日から10日まで、泉南アスベスト国賠訴訟が、最高裁での勝利となったことを祝い、ヨーロッパの石綿被害と被害者のたたかいを学ぼうと、弁護団によるイタリア、フランス、ベルギーの視察旅行が取り組まれ、私も同行させてもらいました。

弁護士9人とその他で11人による視察となりました。建設アスベスト訴訟やアスベスト被害の救済にとりくんでいる方々に、報告させていただきます。

今回はイタリア編です。イタリアでは、カザーレ・モンフェッラートという世界最大のアスベスト被害が発生した町を訪れ、被害者団体との交流を行いました。

カザーレ・モンフェッラートは、イタリア北部のミラノとトリノの間にある小さな町です。ここでは1986年まで約40年間、多国籍企業であるエタニット社の子会社のアスベストセメント工場が操業していました。この人口4万人ほどの小さな町で、これまで工場の労働者約1000人、住民約800人にアスベスト被害での死者が出ていると言われ、生存被害者も含めれば3000人以上と、とんでもない被害です。国の調査を経て、検察官により「環境を汚染する罪」で同社社長らが刑事訴追されるという刑事事件（その中で損害賠償も命じられる）が審理されることになりました。2012年2月のトリノ地方裁判所の判決は、スイス人実業家と、ベルギー人男爵の二人の被告に対し、16年の禁固刑と相当額の損害賠償を命じました。また2013年6月の高裁判決も、地裁判決を上回る18年の禁固刑という被害者勝訴の判決を言い渡し、国民もこれを歓迎しました。

ところが、2014年11月の最高裁判決では、まさかの「時効」成立による無罪判決が出され、損害賠償も取り消されました。法廷内はもちろん、イタリア国中に憤激の声が巻き起こったそうです。運動の中で一定の補償を勝ち取っていますが、現在、検察官は改めて殺人罪での起訴を検討・準備しており、いまだ問題の最終解決には至っていません。視察させていただいた労働組合の事務所では、被害者ごとのファイルが山の

ように積まれており、とんでもない被害の大きさに圧倒されました。工場の跡地も残されており、除染が中々進んでいない状況も目の当たりにしました。

交流では、私たちからも、「日本のアスベスト被害の原点」泉南アスベスト訴訟の解決までの道のり、そしていま渦中にある「日本の最大のアスベスト被害」建設アスベスト訴訟の現在について報告しました。泉南最高裁の勝訴判決の報告の箇所では、カザーレの皆さんから拍手も起こり、勝って本当に良かったという声をかけてくださいました。

また、「環境汚染の問題になぜ労働組合が取り組まないのか」等の疑問も寄せられました。カザーレの訴訟は、被害者の支援はエタニットの労働組合と市民団体が力を合わせ、心ある検察官とも連携する形で、工場内外の被害・加害の事実を明らかにし、法廷内外で闘っているそうです。

歴史の違い、労働組合などの力の違い、司法制度の違いもあります。「なぜ刑事訴訟、なぜ検察官が」などという私たちの疑問も、意見交換ができました。



AFeVA(アスベスト被害者家族教会)の皆さん方との交流

イタリアではこれから殺人罪での訴訟になります。ぜひ最高裁の不当な判決を乗り越え、全面勝利できるよう願ってやみません。世界最大のアスベスト訴訟（グレート・アスベストス・トライアル）で勝利を勝ちとることを全世界の被害者や支援者が心から期待しています。短いながらも有意義な交流ができました。

◆リサーチセンター加入団体紹介◆

建交労愛媛県本部

建交労愛媛県本部の組合員は現在約600名です。その中で労災患者が約500名ですが、振動病とじん肺患者が半々くらいです。アスベスト患者は、まだ20名程度しかいません。アスベスト患者の掘り起こしについては、早くから手掛けてきましたが、組織化はなかなか上手くいきませんでした。愛媛県内には、アスベスト健康管理手帳を持っている者が740名いますが、まだ殆どが労災認定にはなっていません。年2回の定期検診には行っていますが労災認定にはならないと云うことで、建交労では、この検診に来る人たちに呼び掛けて労災認定の手続きをとるように勧めています。愛媛の手帳所持者は帝人、東レ、住友等の大企業の労働者が多く、この人たちは、企業が検査に行く時には日当（6,000円）を支給したり、企業の指定病院で検査を受けさせたりしています。これは、企業が手帳保持者を管理することによって、他の労働組合等に組織されないように予防線を張っているものと思います。

しかし、最近ようやく下請の保温工や大工、電工等のアスベスト患者を掴めるようになりアスベスト患者の実態が少しずつ分かってくるようになりました。

アスベストの場合、労災申請するには先ずじん肺管理区分2以上を取る必要がありますが、この管理区分がなかなか取れないと云う現状があります。アスベスト管理手帳で「粒状影なし、不整形陰影あり」の場合は殆ど管理区分が取れませんし、医師も粒状影がないと診断書を書きません。管理区分が取れる人は、手帳を持っている人の5分の1くらいしかいません。不整形陰影でも管理区分は取れるはずですが、まだその辺が良くわかりません。管理区分が取れないと労災申請出来ないのもどかしさを感じているのが現状です。これから益々、患者が増えてきますので何とか労災認定に結びつくようにしていきたいと考えています。

建交労愛媛県本部 中予分会
副委員長 秋川 雅弘

《事務局だより》

【活動日誌 2015年9月～2016年3月】

(定例会議)

- ・9月8日、11月10日、12月17日、2月9日、3月10日、ニッセイ新大阪ビルで行ないました。

(懇親会)

- ・関西支部忘年会（12月17日） 磯一 新大阪店



(定例会議・忘年会に参加して)

毎年年末の会議には参加させていただいています。各団体・組合からのアスベスト問題の取組み報告は毎回勉強になります。特に再読影後の二次検査の状況報告等では、皆さん努力されながら取組まれていることや二次検査の重要性を改めて感じ、徳島でもなんとか多くの組合員に二次検査を受診してもらう具体的な取組みが必要だと思いました。会議後の忘年会では皆さんと交流を深めることができ、他の取組みについても聞くことのできる良い機会になりました。

徳島建設産業国民健康保険組合
橋本 朋子

【当面の予定】

- ・第52回定例会議：5月12日（木）午後3時～ ニッセイ新大阪ビル18階